



税理士・公認会計士 坂本 政史

個人事業主からの相談には こうアドバイスしよう

ここでは、個人事業主から聞かれる「適格請求書発行事業者になるべきか」という相談に対して担当者としてどんな対応が必要か解説します。

インボイス制度導入後は、個人事業主であってもインボイスを発行しないと買い手側は原則、仕入税額控除の適用を受けることができません。ですから買い手側はインボイスを発行するよう求めてくるわけですが、免税事業者はあえて課税事業者になることを選択しないかぎり、インボイスを発行することができません。発行するには、適格請求書発行事業者の登録が必要ですが、登録できるのは課税事業者のみです。

なメリット・デメリットがあるかを整理してアドバイスすることが求められます(図表1)。

額控除を行う場合に必要となるからです。簡易課税を選択の課税事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができます。

買い手側の状況によりインボイスが不要な場合も

制度開始後も買い手側が次のいずれかに該当する場合は、インボイスの発行は不要です。

- ①消費者または免税事業者
仕入税額控除を行わないため、インボイスは不要です。
- ②簡易課税を選択の課税事業者
消費税額の計算方法には、本則課税と簡易課税があります。買い手側がインボイスの発行を求めるのは、本則課税で仕入税

適格請求書発行事業者の登録自体は事業者の任意です。例えば、取引相手がすべて一般消費者となるB to Cの事業形態であれば、登録はしないという選択肢もあります。ただしB to Cの事業形態であっても、飲食店であればビジネス(接待)利用のためにインボイスの発行を求められることがあるでしょう。実際の事業内容に即して、登録すべきか検討してもら

シミュレーションで把握してもらいと良いでしょう(図表3)。

個別具体的な税務相談(税額計算含む)は、税理士法に抵触する恐れがあります。精緻に消費税額等の負担を把握したいという場合には、本則課税と簡易課税のどちらが有利になるかの

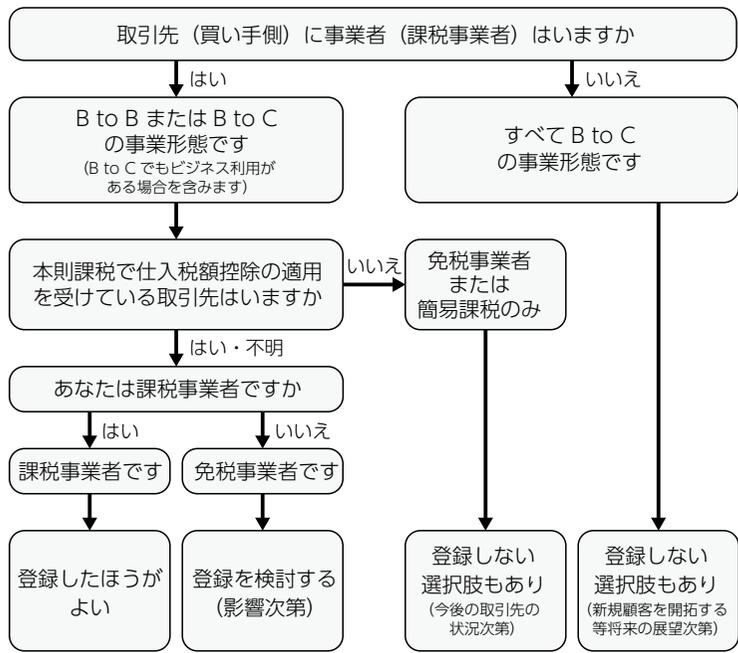
税を選択すべきか検討してもらいましょう。ただし、簡易課税を選択した場合、少なくとも2年間本則課税に変更できない点は必ず伝えておきたいところです。

制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れにつ

図表1 免税事業者・課税事業者それぞれのメリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
免税事業者のまま	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請の事務不要 請求書の様式変更不要 消費税の申告納税不要 消費税の経理処理不要 	<ul style="list-style-type: none"> インボイスが発行できない 取引先が仕入税額控除不可 値引き要求の可能性あり 取引先減少の可能性あり
インボイス制度の登録申請を行う	<ul style="list-style-type: none"> インボイスが発行できる 取引先が仕入税額控除可 取引先との取引継続 <p>簡易課税を選択すれば仕入等にかかる消費税額の集計を省くことができるため、検討してもらおう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請の事務負担 請求書等の様式変更負担 消費税の申告納税負担 制度対応の会計ソフト等の導入に伴うコスト増 消費税の経理処理負担 交付したインボイス等の写しの保存義務が生じる

図表2 発行事業者になるべきかの確認フロー



**登録申請の期限は
令和5年3月31日まで**

制度開始から適格請求書発行事業者になるには、原則として令和5年3月31日までに、登録申請をする必要があります(期限を過ぎた場合も、提出が困難な事情があるときは、令和5年9月30日までに申請可能。困難の度合いは問われないため、遅れて申請しても、制度開始に間に合う可能性があります)。

個人事業主は、1月1日から